■修学支援新制度における授業料等（入学金・授業料）減免及び学費納入に関する注意事項

①減免の申請時期及び始期は次の通りとなります。（家計急変採用者は除く）

	申請時期	支援の始期
i	入学前又は入学後３か月までの間で各大学等が設定した提出期限	入学月分から減免
ii	（入学後３か月を経過した後） ７月から 12 月までの間で各大学等が設定した提出期限	10 月分から減免
iii	（入学後３か月を経過した後） １月から６月までの間で各大学等が設定した提出期限	４月分から減免

※家計急変の申請時期は年間を通じて随時（家計急変の事由発生後原則として3か月以内）となり、
支援の始期も随時（減免申請書を提出した日の属する月から）となります。

②日本学生支援機構の給付型奨学金が支給されない場合、授業料等減免は行われません（第Ⅳ区分理工農系は除く）。
学費納入時期（前期：４月～5月、後期：9月～10月）にスカラネット等により日本学生支援機構の給付型奨学金の状況を確認し、減免対象期間（前期：４月以降、後期：10月以降）に支給されない場合は、当該期間の学費を納入期限までに納入してください。そのほか、授業料等減免が行われないことが確定している場合も同様に対応してください。（不明、申請中など未確定な場合は下記③④を参照）

③前期・後期ともに授業料等減免後の学費納入額の確定は納入期限を過ぎた時期になります。
そのため、学費の延納手続をとることを推奨しています。延納手続きをせず授業料等減免が行われない場合、延滞料（2,000円）が必要となります。授業料等減免を行った場合、対象者に近大UNIPAの配信によりお知らせします。
※授業料等減免が行われた場合、納入期限は最終納入期限まで自動延長されますが、授業料等減免が行われない場合、延納手続きをとっていても延納期限を過ぎると延滞料が必要となりますので、常にスカラネット等により状況を確認し、状況に応じて学費等を期限までに納入してください。
※延納手続きには申請期限があります。
※納入期限、延納手続等の詳細は当WEBページ又は近大UNIPAの学費等納入に関するお知らせでご確認ください。

④ 授業料等減免前の学費を納入することも可能です。その場合、後日、授業料等減免額を返還します。
返還先銀行口座の申請は近大UNIPAを使用して行っていただきます。対象者には前期学費：４月～９月、後期学費：11月～12月の期間に近大UNIPAの配信により、随時ご案内します。

⑤ 修学支援新制度　授業料等減免に関する通知は、原則として近大UNIPAを通じて行います。
いずれも重要なものですので必ず確認してください。

⑥ 確認等のため和歌山キャンパス学生センターから近大UNIPA又は電話による連絡を行う場合がありますので、連絡があった場合は可能な限り速やかに対応してください。電話は下記の番号から発信します。

⑦ 何らかの理由によりある月以降の授業料等減免を希望しない場合及び国籍や在留資格等に変更があった場合は、2号館1階事務室までお申し出ください。

本件に関するお問合せ：和歌山キャンパス学生センター(奨学金担当)
TEL(0736)77-3888(代表)
月～金　9：00～17：00【11/5（創立記念日）、祝日、事務部局一斉休業期間を除く】